

「鑑定評価相談員派遣制度」について

自治体の皆様へ



「鑑定評価相談員派遣制度」とは、公共用地買収や公共財産の処分など不動産に関する事前相談、研修会講師等につき、当協会が鑑定評価相談員を選考し、派遣する制度です。

・公共用地買収や公共財産(不動産等)の処分など、行政は市民に対し説明義務を負います。「鑑定評価相談員派遣制度」を利用して頂くことで、当協会は自治体の皆様に対し、以下のお手伝いができるものと考えます。

1 鑑定評価につき適正な評価・依頼方法を教えて欲しい

公共用地買収や公共財産の売り払い、貸し付け等の鑑定評価は依頼方法や条件が複雑になる場合があります。自治体の皆さまの鑑定評価に対する疑問などに鑑定評価相談員が的確なアドバイスを行います。

2 職員向けの研修会などを実施して欲しい

鑑定評価はどのような場面で必要か等の職員向けの研修会などを実施する為の講師(鑑定評価相談員)を派遣致します。

3 市民向けの相談会を実施して欲しい

市民向けの相談会についても、鑑定評価相談員を派遣致します。

公益社団法人
京都府不動産鑑定士協会

〒604-8136 京都市中京区三条通烏丸東入る梅忠町22番地2 中井ビル3F

問い合わせ：業務適正化委員会

☎ 075-211-7662

<http://www.kantei-kyoto.or.jp>